## 最

新

例

批

## 合理性 大学入試 における合否判定

准筑 教 授学 野

豊

(定)、判例時報一九七九号七〇頁四号、平19・3・29民一四部判決、控訴棄却(確四号、平19・3・29民一四部判決、控訴棄却(確入学許可請求控訴事件、東京高裁平一八斜五四八

を考慮してください。」との記載があった。 間も含め卒後一○年間くらいの経験が必要であること 活躍するには、六年間の課程に加えて、臨床研修二年 あなたの知力・体力・気力です。しかし、医師として のホームページ上の医学科入学に関するFAQには、 にある旨が、それぞれ記載されていた。なお、Y大学 する人材としてふさわしい人格と適性を評価すること 医学を学び、将来は医学・医療に携わって社会に貢献 面接は総合判定の資料とする、④面接の出題意図は、 別学力検査の配点は、数学一〇〇点、小論文二〇〇点、 ものがあった場合は、不合格とすることがある、③個 定する、 法として、①大学入試センター試験、個別学力検査等 要項において、同大学医学部医学科の入学者の選抜方 「応募に年齢制限はありません。制限があるとすれば、 (学力検査、面接、小論文)及び調査書を総合して判 · ②個別学力検査等のいずれかに著しく不良の 被告Y国立大学は、平成一七年度学生募集

七年度に実施されたY大学医学部医学科の入学試験 入院時の状況などから医師になることを志し、平成一 て生活していた。Xは、平成一二年に亡くなった父の 員となった後、 ー試験の合計得点(以下、「筆記試験の合計得点」とい 示を請求したところ、学力検査と小論文、及びセンタ なった。しかしながら、XがY大学に対して成績の開 (以下、「本件入試」という)を受験したが、不合格と 原告Xは、昭和四八年に訴外A大学を卒業して会社 合格者の平均点を上回っていたことがわかっ 昭和五二年の出産以降、専業主婦とし

> あるのではないかと述べたことはある旨主張している たのは年齢が原因ではないかとXが質したのに対し、 て社会に貢献できるかどうかということを考えたとき が国立大学だからであり、一○年かけて医師を育成し 員から、「個人的意見」として、不合格理由は、Y大学 抜方法を説明した。なお、この際、Xは、Y大学の職 た(但し、面接の情報は提供されていない)。 しているが、Y大学はこの事実を争い、不合格になっ に、Xの年齢が問題となる、との見解を聞いた旨主張 したが、Y大学の入試担当者は、募集要項に従った選 (平成一七年七月二九日付答弁書第2、2、(5))。 般論として年齢が有利にも不利にも作用することが Xはこの結果に納得せず、Y大学に電話で問合せを

不合格とされたのは、受験当時五五歳であったという均点を上回っていたにもかかわらず、Xが本件入試で 求めたものである。 契約の承諾としての入学を許可する義務がXに対して 受験することが契約の申込に当たるから、Y大学には が募集要項を公表して契約の申込の誘因を行い、Xが 由とする差別であって合否判定権の濫用に当たる、② 年齢を理由とするものにほかならず、これは年齢を理 生じている、と主張して、Y大学に対する入学許可を 本件入試におけるY大学とXとの法律関係は、Y大学 本件は、Xが、①筆記試験の合計得点が合格者の平

入学許可を、それぞれ契約の申込の誘因、申込、及び とはない、③募集要項の公表、受験、合格者に対する 試において、年齢を理由とした合否判定が行われたこ 入試の合否判定には司法審査権が及ばない、②本件入 承諾と構成することについては争う、と反論した。 原審である前橋地判平成一八年一〇月二七日判ター Yは、これに対して、①本案前の問題として、大学

事考慮が許されるものであるかどうかの問題は、」裁判 他事考慮がなされたかどうか、なされたとしてその他 行われたことが明白である場合には、」「他事考慮」と して、「裁量権を逸脱したもの」であり、「そのような ある」が、「年齢、性別、社会的身分等によって差別が 実施機関の最終判断に委ねられるべきものであり、」 「本来的には裁判所の審判権が及ばないと言うべきで 大学入試における合否判定は、「その性質上試験

「審判しうる事柄である」。

関)が、年令を理由としてXを差別したと認めること ると解される」。従って、「面接官(ないし試験実施機 面接官の最終的な判断に委ねることが適当な事項であ 的・客観的な判断基準に従って判断するには適さず、 医療教育に携わってきた面接官が、その専門的知識経 はできない」。 験等に基づき判断すべきものであり、その性質上一義 格と適性の評価については、「多年にわたり医療ないし と認定することはできない。」さらに、面接における人 述のみで、面接の内容がXの供述するとおりであった を、全て正確に記憶しているとは思われず、」「Xの供 Xが、一年以上前に受けた四○分にわたる面接の内容 どおり供述しているであろうことは推測されるものの、 「面接の内容については、Xは概ね自己の記憶

知力、体力、気力が必要であるとし、医師として活躍 とはできない。また、」Y大学が、「合格のためには、 記発言から、Xが年令による差別を受けたと認めるこ のであるとの証拠はないのであるから、」同職員の「上 同職員が「合否判定の権限を有する者であることや上 することにはならない。」 ることには合理性があり、受験者を年令によって差別 含め卒後一○年間くらいの経験が必要であることを考 記発言が合否判定の権限を有する者から伝え聞いたも から聞いたとする発言があったと認めることはできず、 慮するよう」説明しているが、「このような点を考慮す するには、六年間の課程に加えて、臨床研修二年間も 三 なお、XがY大学に問合せした際、Y大学職員

これに対して、Xが控訴したのが本判決である。

## 【判旨】 控訴棄却

二七三号三一五頁以下(参考)は、次のように判示し

て、Xの請求を棄却した。

学試験の合格者が、学生募集要項等に定められた入学手 結の承諾の意思表示を求める趣旨と解される」が、「入 の間に在学契約が成立するものであるから、Xは、入学 続の期間内に、入学金、授業料等の諸費用の納付を含む 者選抜の合格者ではなく、また、 入学手続を完了することによって、国立大学と合格者と Xの請求は、「Y大学に対し、Xとの在学契約締 授業料等の諸費用の納付を含む入学手続を完了 入学手続の期間内に、

求める趣旨と解する余地もある」。学契約の申込み資格を付与する)との判定の意思表示を対し、Xについて入学試験による選抜において合格(在とは明らかである。」もっとも、Xの請求は、「Y大学にしたことも認められないから、Xの請求は理由のないこしたことも認められないから、Xの請求は理由のないこ

る事柄である」。 るものであるかどうかの問題は、」裁判所が「審判しう されたかどうか、なされたとしてその他事考慮が許され するのが相当である。そして、そのような他事考慮がな 立大学に与えられた裁量権を逸脱、濫用したものと判断 ば、合理的な理由なく、年齢、性別、社会的身分等によ 判定にあたり、憲法及び法令に反する判定基準、例え 与する公の営造物であるから、入学試験における合否の 国立大学は、「国が財政の基盤を整え、運営の大枠に関 って差別が行なわれたことが明白である場合には、」「国 とは原則として適用されるものである。」しかしながら、 項)、大学の入学試験における合格者の選抜にもそのこ 議を述べることができないのであり(民法五三二条三 れの者の行為が優等であるかの判定に対し、応募者は異 た、実体法的にみても、優等懸賞広告の応募者中、いず 的には裁判所の審判権が及ばないというべきである。 て、本件入試におけるXの合否判定についても、「本来 施機関の最終判断に委ねられるべきものであり、」従っ 二 入試における合否判定は、「その性質上、試験実

き判断すべきものであり、その性質上一義的・客観的ない。 で、面接の内容がXの供述するとおりであったと認定することはできない。」さらに、面接における人格と適性で、面接の内容がXの供述するとおりであったと認定することはできない。」さらに、面接における人格と適性で、面接の内容がXの供述するとは思われず、」「Xの供述のみが、一年以上前に受けた四〇分にわたる面接の内容を、が、一年以上前に受けた四〇分にわたる面接の内容を、おり供述しているであろうことは推測されるものの、Xおり供述しているであろうことは推測されるものの、Xおり供述しているであろうことは推測されるものの、X

> 別したと認めることはできない」。 官(ないし試験実施機関)が、年齢を理由としてXを差官(ないし試験実施機関)が、年齢を理由としてXを差が問題となることからも、面接官の最終的な判断に委ねが問題となることからも、面接官の最終的な判断に委ねが問題となることはできない。

験が必要であることを考慮するよう」説明しているが、 である旨述べたものではなく、上記のような内容であっ はならない。」 者を合理的な理由なく単に年齢によって差別することと 加えて、臨床研修二年間も含め卒後一〇年間くらいの経 であるとし、医師として活躍するには、六年間の課程に Y大学が、「合格のためには、知力、体力、気力が必要 齢による差別を受けたと認めることはできない。」また、 ら、」たとえ「上記発言があったとしても、Xが単に年 から伝え聞いたものであるとの証拠はないのであるか る者であることや上記発言が合否判定の権限を有する者 たとされ、」しかも、同職員が「合否判定の権限を有す したというのであり、その発言内容も、単に年齢が問題 同職員は「個人的見解と前置きしてXの主張する発言を ら聞いたとする発言については、Xの供述によっても、 「このような点を考慮することには合理性があり、受験 なお、XがY大学に問合せした際、Y大学職員か

ば必然的に生じうるものであり、本件の事例的意義は極 を表明手段となるものであるが、かかる情報開示が行わ を表明手段となるものであるが、かかる情報開示が行わ としても公平かつ適正な選抜を行っていることの対外的 としても公平かつ適正な選抜を行っていることの対外的 としても公平かつ適正な選抜を行っていることの対外的 としても公平かつ適正な選抜を行っていることの対外的 としても公平かつ適正な選抜を行っていることの対外的 を表明手段となるものであるが、かかる情報開示が行わ な表明手段となるものであるが、かかる情報開示が行わ な表明手段となるものであるが、かかる情報開示が行わ な表明手段となるものであるが、かかる情報開示が行わ な表明手段となるものであり、本件の事例的意義は極

と考えることができる。

二 本件の背景として特徴的なことは、言うまでもめて大きいものと言うことができる。

する社会全体からの安定した期待とも合致していたもの ける選抜基準として「学力や人格、健康状態等を総合者 段階での人格的評価にほとんど踏み込む必要がないこと 生の経済的環境や社会的身分、あるいは遺伝的気質等 中心の選抜方法の最大の長所としては、学力の向上が後 て選抜を行う、というものである。このような筆記試験 って受験生の基礎学力を評価し、専らその結果に基づい 的な原因も、この点にあると考えてよいであろう。 れたことであり、Xが本件訴訟を提起するに到った実質 上回っていたにもかかわらず、Xが最終的に不合格とさ よる選抜に向けてより傾斜することは、国公立大学に対 生に学業成就の機会を与えるべき存在と認識されてきた 学費が安く設定され、経済的に不利益な立場にある受験 る。特に、国公立大学は、私立大学と比べて授業料等の あるとの感覚は、社会的にかなり根強いものと推測され 力評価によって入試結果が定まり、かつ、それが公平で 慮」することが明記されていたとしても、基本的には学 が、従来から指摘されていた。このため、募集要項にお 者であることが圧倒的に多い受験生個人に対する、早期 を及ぼすことを相当程度緩和できること、及び、未成年 受験生本人が自由に選択できない要素が入試結果に影響 天的な努力によって達成される部分が大きいため、 わけであるから、後天的努力によって達成可能な学力に 実際、大学入試の伝統的なイメージは、筆記試験によ Xの筆記試験における合計得点が合格者の平均点を

の判断基準については、少なくとも学力評価と比べた場め、その分「総合的な考慮」のために必要となる面接等な問題作成と評価方法の検討に主な注意を払ってきたたと期待を暗黙の前提とし、専ら学力判定のための合理的もっとも、大学側も、長くこのような社会からの認識

者の自己規律に委ねられてきた感がある。 者の自己規律に委ねられてきた感がある。 とは、やや言い難い面がないではなく、事実上個々の試験では、やや言い難い面がないではなく、事実上個々の試験をと自体が、個々の試験者に認識されてしまうことが許されていまうな他事考慮を誘発しかねない情報が混入しうること自体が、個々の試験者に認識されてしまうことが避けられない。 しかしながら、少なくとも従来の入試においては、そのような他事考慮を誘発しかねない情報が混入しうること自体が、個々の試験者に徹底して伝達されていたとは、やや言い難い面がないではなく、事実上個々の試験者の自己規律に委ねられてきた感がある。

探りで行われていることにあるものと考えられる。 本件入試の結果に対しては、直感的な違和感が生ずるこ をが否定できない。その原因は、前述した学力中心の選 とが否定できない。その原因は、前述した学力中心の選 とが否定できない。その原因は、前述した学力中心の選 とが否定できないと思われるにもかかわらず、Xに関する 後述するとおり、本件の判断は、法理論的にはそれ程

> いる (判計)。 の合格者と大学との間で所定の目で在学契約は存在しものであるから、XとY大学との間で在学契約は存在しの合格者と大学との間で所定の手続に従って形成される

門家」としての大学関係者の判断と裁量を原則的に尊重 拠することが禁反言であるとして、信義則に基づき司法 加しているが、上記の一般論の妥当性は、国公立である おける関与が深いこと等を上記の一般論の理由として付 自体は、基本的に妥当なものと評価できるであろう。な のか否かについては司法審査の対象となる、 断があったか否か、及びかかる他事考慮が許容範囲のも すること、但し、 接な関係を有することを前提とするならば、「教育の専 られ、大学入試における選抜が、入学後の教育内容と密(も) 判例の傾向に従って大学入試にも適用したものと考え 可能性とに関する一般論を、従来の各種の試験に関する 的な裁量と他事考慮が行われた場合における司法審査の 思われる。 審査の対象となるものと考えられて差し支えないように 入試選抜を行う以上、公表した選抜基準以外の基準に依 と私立であるとを問わず通用すべきものであり、およそ 本判決の判示内容は、選抜試験における試験者の原則 本判決は、Y大学が国立大学であり、 他事考慮等の裁量を逸脱するような判 国の運営等に との一般論

齢と医師の育成期間との関係を述べたとしても、それが のたように思われる。仮に、本件入試、特に面接試験 あったように思われる。仮に、本件入試、特に面接試験 あったように思われる。仮に、本件入試、特に面接試験 あったように思われる。仮に、本件入試、特に面接試験 でないし、Y大学の職員が「個人的見解」としてXの感 「失敗した感じはなかった」というのはあくまでXの感 に関する事実関係について、Xの供述を全て信頼したと に関する事実関係について、Xの供述を全て信頼したと でないし、Y大学の職員が「個人的見解」としても、それが が選抜に際して考慮されたと主張した以上、その旨を立 が選抜に際して考慮されたと主張した以上、その旨を立 が選抜に際して考慮されたと主張した以上、その旨を立 が選抜に際して考慮されたと主張した以上、その旨を並 が選抜に際して考慮されたと主張した以上、その旨を並

> には、 学ぶための学生としての地位であり、 う法律構成も、考えられなくはなかったであろう。 は ては当然であったものと思われる。なお、この点に関 るから、本件入試に関する契約関係の形成のみを主張 て慰謝料を求めることでなかったことは容易に推測でき だ、本件に関する限り、Xが求めたのはあくまで医学を 主張し、そのことを理由とする慰謝料を請求する、 評価」を行うこと自体が、制度的に合理性を欠くものと 記二で論じたとおり、そもそも筆記試験のほか面接試験 を追及することが可能であったかもしれない。また、 に対して、当該職員の当該発言を理由とする使用者責任 を害したと評価されかねないものであり、Xは、Y大学 するならば、その発言自体はXの名誉あるいは名誉感情 記のY大学職員の発言が仮にXの主張どおりであったと ったことも、影響しているように思われる。 とされたことの原因事実と法律構成を自ら限定してしま 者の言であることが、少なくとも必要となるであろう。 解不十分な点があったものと評価せざるを得ないように め、本判決の前記判示には、Xの主張に関して、やや理 を、合否判定後と別次元の無名契約関係と捉えること が(判旨)、大学入試における大学と受験生との関係 に置いてXの請求をそれ自体失当である旨判示している し、本判決は、合格者を前提とした在学契約を専ら念頭 し、不法行為等の構成を主張しなかったことは、 を課したうえで、具体的な配点や基準を示さずに「総合 敗訴した原因としては、本件訴訟に関してXが、不合格 本件入試における選抜基準となっていたと認定するため 理論的に必ずしも不自然ではないと考えられるた もっとも、本件に関して、Xが原審、本判決とも 本判決が判示するとおり、入試選抜に関する責任 精神的損害に対し 例えば、 X と し といい

決は確定した。前述のとおり、入試情報が開示される限五.本判決に対して、Xは上告しなかったため、本判

とが、今後の議論では不可欠となるように思われる。 られ続けるかは、何とも言えないように思われる。 選抜における「裁量」が、将来にわたって基本的に認め 予測できるから、現状の選抜基準を前提とした大学側の ことに対する合理的な説明が求められていくことは十分 面接試験であるとを問わず、およそ他人を「評価」した ものであり、かつ、将来においては、筆記試験であると 局面での人選との質的な異同について改めて検討するこ 係を総合的に評価するとともに、学校の入学とその他の て、これも前述したとおり、教育内容と選抜基準との関 選抜結果に対する疑問や異議は半ば必然的に生ずる 従っ

八頁(二〇〇八年)がある。 本判決については、藤井俊夫・平成一九年度重判

版、二〇〇七年)八頁以下参照。 保護者、学校等を含めて、誰がどのような情報をど 大事件になる前の教師のアクション――』(学事出 の開示請求」星野豊・坂田仰編『学校トラブル―― のような手続に基づいて開示請求できるかについて 但し、受験生の多くが未成年者であることから、 やや複雑な議論がある。新保史生「受験者情報 法律上の根拠においても具体的な手続について

(2) もっとも、選抜の際に要求される「学力」の内 (3) 平野龍一元東京大学総長の言を借りれば、「受験 挙:中国の試験地獄』(中央公論社、一九六三年)。 劣っているから不合格だと言われたのでは救いがな 生にとっても、学力だけならとにかく、人間として 科挙を挙げることができるであろう。宮崎市定『科 らかであることは否定できない。歴史上この傾向が 実上有利な選抜を行う結果となることも、同時に明 のための特別の準備や体制を調えることができる特 容と初等中等公教育で実施される教育内容との関係 いではないか。」ということである。平野龍一「共通 最も極端に現れた例として、かつての中国における 定の社会階層、すなわち経済的富裕層の出身者に事 によっては、このような学力中心の選抜方法は、そ 『東大の内と外』(東京大学出版会、一九八六年) -中曽根首相に言ったこと---」

> 学校での学力中心の選抜とそれ以外の局面での評価 る人選は、企業や公務員の採用、昇進時を典型とし 細については後日の検討に委ねざるを得ない。 り、本稿のみで議論が尽くせるものでないため、詳 と入試段階における選抜との全体的な関係を正に なる筈である。ただ、この点に関しては、学校教育 基準の質的差異について、より厳密な検討が必要と ように思われるが、そうだとすると、本文で述べた ら影響を受けていると考えることも不可能ではない うな学校以外の局面における人物重視の評価基準か て、専ら「人物評価」に依拠して行われてきたと言 っても過言ではない面がある。現在の入試における 「総合的に」考慮する必要があることが明らかであ 「総合的考慮」という判断基準は、実質的にこのよ もっとも、その一方で、学校以外の局面

(5) もっとも、最近では、試験者の不用意な言動 く筆記試験の問題と評価基準とに近くなってくるた 根が極めて深いことを改めて感じさせられる。 て、再検討が必要となってくることとなり、問題の 面接で評価すべき対象事項と判断基準とが、限りな ただ、そのような指導が理論的に徹底してしまうと、 る言動を抑制する旨の指導が徐々に徹底しつつある。 考慮や不公平、さらには個人情報の暴露等を疑われ しくなくなってきているため、試験者に対して他事 対して受験生から苦情や批判が加えられることが珍 面接試験を筆記試験と別に課す意味自体につい

(6) 従来の判例として、最判昭和四一年二月八日民 時一二〇八号九二頁(国家公務員採用試験及び司法 験)、東京地判昭和四九年九月二六日判時七六九号三 号八八頁(公立高校入試)、大阪地判昭和四八年七月 試験)、和歌山地判昭和四八年三月三〇日判時七二六 三巻六=七号五二二頁及び控訴審の東京高判昭和五 集二〇巻二号一九六頁・判時四四四号六六頁(技術 八頁(司法試験)、東京地判昭和六〇年六月一七日判 二六日訟月二〇巻四号八一頁(宅建主任者資格試 一年二月九日判時八二一号一一〇頁(司法書士選考 士国家試験)、甲府地判昭和四七年七月一七日行集二

> ては言えるかもしれない。 合よりも面接試験の方が大きいことが、一般論とし の意味で年齢が考慮される可能性は、筆記試験の場 には当たらないものと考えることができるから、そ 景に基づく合理的な評価基準であって、「年齢差別」 うることであり、これは受験生の個々的な事情や背 果、相対的に面接の評価が下がることは理論上あり や人生経験に応じたより高度の回答を要求された結 他の受験生と全く同様の応答をした場合、社会経

合にY大学のXに対する法律上の責任が生ずる可能(8) 但し、仮にこの発言が事実として認定された場 性については、後記四参照。

(9) 本判決が合理的と判示する、Y大学の説明によ には、不法行為責任を免れない可能性が否定できな ことを超えて、X個人の年齢について論評した場合 年齢が選抜に影響を与える可能性について言及する 性が小さいと言わざるを得ないため、一般論として 募集要項において受験生の年齢を合理的に制限して る医師の社会貢献と育成期間との関係については、 いように思われる。 いない限り、Xを不合格とする理由としては、合理

は必要であるように思われる。 なく、心身の健康状態を総合的に判断するための 時間も条件も限られざるを得ない「面接試験」では てふさわしい人格と適性」とを求めるのであれば、 ことである。実際、もし受験生に対して「医師とし 準があるべきか否かは、別に議論される必要のある 断すること自体の合理性に過ぎず、具体的な選抜基 示しているが、それは面接等を加味して総合的に判 評価が、文部科学省の指導と合致していることを判 「適性検査」を、学力検査と別に行うことが、本来 本判決は、Y大学の行った面接を加味した総合

(11) 法律学などと違い、医学については、医学部に というXの希望自体は、他人が軽々に批評できるも どないわけであるから、学生としての地位を得たい 的知見を習得できる機会自体が全くと言ってよいほ 在籍しない限り、医師になることはもとより、専門

(7) Xがどのような理由で、筆記試験の成績にもか ない評釈者が判断することはできない。ただ、仮に かわらず不合格とされたのかについては、試験者で